

皆さん、東京大学白石です。本日はおもに3つのテーマ、FSCの森林認証制度の概要、次にFSCの森林認証制度が推奨する森づくり、最後は、環境によい木や紙を使うという市場から見た認証制度について、お話いたします。

FSCは今から10数年前に創立されましたが、日本で最初のFSC認証林は2000年、三重県の速水林業という個人の所有する森林で誕生しました。その際たまたま速水林業の認証審査に審査員として関わりましたが、認証制度が日本の林業や市場に大きな影響を及ぼし得るということを肌で感じました。本日は研究者としての立場から、FSCについて述べたいと思います。

まず森林認証制度の一般的な情報に関してですが、認証制度は大きく分けて三つの柱すなわち、環境・経済・社会から成り立っています。文章にしますと「社会に受け入れられ、環境に優しく、経済的に持続できる管理を国際基準で認証し、認証された経営体からの製品にはロゴマークがつけられ、これを目印に需要者の選択的な購入を促す。そして加工、流通、消費の各段階で認証製品を優先的に選ぶことで、模範的な林業経営を市場ベースで支援していく仕組み」ということになります。

認証「制度」とはとっても税や法律のような義務的なものではなく、あくまで市場ベースでつくった、ボランティアで自発的な仕組みだということに注意していただきたいと思えます。

FSC 森林認証制度は経済・社会・環境のバランスを重視

認証制度からさらに絞り込み、FSC (Forest Stewardship Council) のことを説明しますと、FSCは1993年に創設され、当初はメキシコのオワハカというところに本部がありましたが、その後ボンに移っています。FSCは国際環境NGOで、南北間つまり、先進国と途上国のバランス、そして透明・公正な手続きを重視しています。これは、後述する認証制度の展開フェーズの中で、ある反省を踏まえて生まれた制度であるという理由もあります。もうひとつの特徴はメンバー制だということ。個人、団体あるいは企業もメンバーになれますが、北側か南側か、そして環境か社会か経済か、いずれかの属性を付され、FSCのメンバーになってどのような点から貢献するかという活動方針を提出することで、メンバーとして認可されます。

FSC本部は、世界で普遍的に共通する、森林管理の原則と規準を制定します。この原則と規準を制定すること、認証機関の審査、認定および、紛争の解決などが本部のおもな機能です。

FSCには、10の原則があります。原則の1~4が社会に相当する部分、5が経済、6~9が環境に分類されるもので、10は少し遅れて定められた、人工林に関する原則です。FSCはもともと、熱帯林の保全と健全な木材消費のためにつくられ、当初は天然林の認証が大部分を占めていました。しかし人工林を認証しようとしたときに整合しない所が出てきたため、人工林を認証するため追加して設けられました。1~9の原則を、人工林に関して

繰り返して述べる内容になっています。全体として社会と環境を重視しており、例えば先住民の権利などが一つの原則として明示されているのが特徴だということができます。

組織としては、一番頂点にはFSC本部が位置します。業務は、認証機関の認定、基準の制定など非常に限られています。実際の認証活動は、現在世界に10数個ある認証機関が実施します。森林経営を認証する、FM (Forest Management) と呼ばれる認証と、製品の流通加工段階で認証品が他のものと混ざらないことを保証するCoC認証との、両方の審査にかかわります。CoCというのはChain of Custodyという語の略称で、流通加工段階で、認証されている木材が、そうでない物と混ざる可能性のあるところでは、すべて取得が必要です。FMは森林経営を認証するもので、そこから出てくる木材は流通加工プロセスに入りますので、CoCの認証になります。FSCの認証材には、国産材と輸入材の区別はありません。どちらも同じような手続きを経て、最終的には消費者に渡りますが、消費者はFSCのロゴマークで認証品であることを認識できます。

世界の森林保全の歴史と、認証制度

ここで、世界の森林保全の歴史を振り返ってみましょう。1990年代は森林保全の観点から、大きな転換点だったとすることができます。日本で環境基本法が成立したと同時に、世界でも画期的な動きが見られました。例えば、アメリカ・カナダ・フィンランド・ドイツといった主要な木材の生産国、輸出国において、アメリカでは1990年の前半、国有林地域でマダラフクロウ問題というものが発生します。アメリカの生産する木材の多くは、国有林で切り出された高齢で大径の天然木でしたが、そこにマダラフクロウが生息していることがわかり、国有林からの伐採を極端に制限しました。結果アメリカの木材生産が南部のマツ人工林地域に大きく依存することになり、アメリカの林産業が様変わりしたのです。

**「持続可能な森林経営」へ移行した
欧米各国の事情**

- **アメリカ**：西部国有林のマダラフクロウ問題から国民の関心が高まる
- **カナダ**：原生林伐採に対するグリーンピースなど国際環境NGOの批判
- **フィンランド**：長年の集約な林業活動が単純な林相の森林を生み出したとの反省
- **ドイツ**：針葉樹一斉林が酸性雨被害に弱いことが露見した

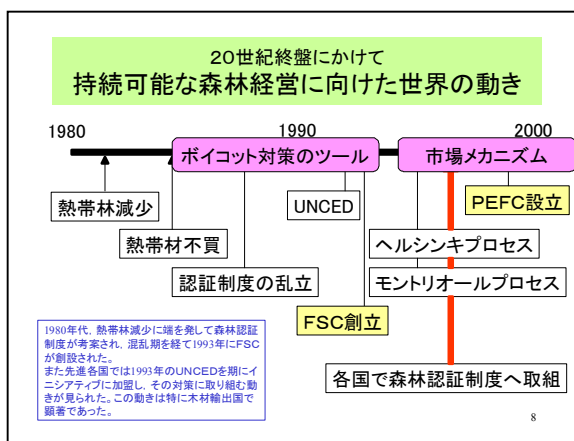
Ecosystem Management, Close-to-Nature Forestryなどの経営理念が生まれたが、そこには「森林は木材生産のための場ではない」とする共通する概念が含まれている

次のカナダでも、太平洋西海岸の天然林地域から木材を生産していたことに対し、グリーンピース等の国際環境保護団体がオールドグロス林や原生林の伐採を非難し始めます。そうしたことで摩擦を起こすのは国にとって得策ではないため、自国の木材生産が持続的だと証明するための、取り組みを始めます。フィンランドは、環境団体との摩擦は弱く、森林資源には恵まれた国です。地形が緩やかで雑草が少なく、放置しておけば林業に適したカンバ、マツ、トウヒなどが自然に生えてきて人工造林も不要です。そうした特性の地域で集約的な林業を続けた結果森林は、木材生産だけに適したような、単調な林相になってしまいました。それと前後し、ドイツでは酸性雨被害でトウヒの森林が大きな被害を受

けました。そこでフィンランドでも、単純な林相の森林はいつか大きな被害を受けるかもしれないとの懸念から、できるだけ多様性に富む森林を育成しようという動きが高まります。

このように世界中の林業国が、環境をキーワードに転換点を迎えますが、研究の分野でも「Ecosystem Management」あるいは、「Close-to-Nature Forestry (自然に近い林業)」といった経営概念が生まれます。これらにははっきりとした基準や定義があるわけではなく、概念的なものです。が、この概念には、森林は木材生産のためだけの場ではなく、もっと多様な機能があり、そこには保全すべきいろいろな機能、役割があるという考えのもとで、従来の木材生産だけを最適化すればいいというような単純な物差しでは森林管理はできなくなったという背景が反映されています。

1990年からの20世紀終盤の主な出来事を年表にしてみました。80年代は東南アジアあるいはアフリカを中心に、熱帯林が非常に激減しました。これを含め、ヨーロッパの一部の非常にアクティブな環境団体が熱帯雨林のボイコット運動を展開し、地球の友 (Friends of the Earth) という団体が認証制度というものを世界で初めて考案します。森林経営を認証してラベルをつけ、それが市場までつながるといふ非常に優れた仕組みだったのですが、80年代後半、この認証制度を模倣し、いろいろなラベル認証制度が乱立しました。中には例えば、望ましい経営を定義する客観的な基準をもたずに、ラベルだけつけているといったいい加減なものも混じって認証制度が乱立したため、制度の信頼性が失墜する時代がありました。



そうした時期を経、1993年のリオデジャネイロの環境サミット (国連環境開発会議) なども背景となり、92年、93年、持続可能な森林経営に対する気運が再び高まり、FSCが創立されました。認証制度の乱立混乱時代を経てつくられた認証制度ですので、先述のような透明性、公正さ、客観性を重視した認証制度として誕生しています。このあと90年代半ばのヘルシンキプロセス、あるいはモンテリオールプロセスという国際的なイニシアチブとして、森林保全のための世界的なグループができ、森林を保全しモニタリングしていこうという取り決めができます。これが各国でそれぞれ国ごとに独自の認証制度をつくりだしていくという動きにつながっていきます。

この動きはヨーロッパでは、PEFCという認証制度の誕生につながりました。PEFCとは、当時はPan European Forest Certification Systemつまり汎ヨーロッパ認証制度と呼ばれ、国ごとにつくった認証制度の傘の役割 (アンブレラ組織) をしましたが、2001年に

アメリカ・カナダなどが加盟し、汎ヨーロッパという言葉が当てはまらなくなります。そこで PEFC という略称は変えずに、Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes と名前を変えまして、多くの木材輸出国がこれに加わり、PEFC は今日に至っています。

現在、PEFC など国別の流れと FSC 誕生の頃からの 10 数年の歴史、二つの大きな流れが世界を取り巻く認証制度の大きな流れになっています。

システム基準とパフォーマンス基準

FSC 設立には、熱帯林など世界の貴重な森林の減少を憂える環境団体が中心になって、公正さ、透明さ、信頼性を最重視してつくった経緯がありますので、そういう意味ではエコでグリーンなイメージを重視しています。世界中の様々な社会・経済・自然環境のもとで、すべての森林タイプを対象とするために考え方が普遍的で、特に環境・社会への配慮を最優先しています。認証の信頼性を重視するクリーンさ、これが大きなアピール力を持つと考えます。FSC 以前は、信頼に足る認証制度がありませんでしたので、紙や木材の認証製品の市場を開拓していくという重要な役割を FSC が担っていくことになります。

PEFC と FSC の両者を、ここで少し比較してみましょう。FSC は世界中のあらゆるタイプの森林を認証審査できる、普遍的な制度ですが、普遍的であるという意味は、森林の現場でそれが適切であるかどうかを必ず確かめるという現場主義を非常に重視しているということで、これをパフォーマンス基準と呼びます。個別の経営体を単位として模範的な森林管理を求めていくという、エコとクリーンさを差別化の原動力として、率先して認証材の市場を切り拓くという特徴を持っています。

一方 PEFC など、各国が開発した認証制度の共通点は、システム基準を採用していることです。システム基準についてはまた次でお話しします。各国独自につくられているわけですが、国の制度や法律の遵守を基本としつつ、さらに管理水準を高めるツールとして位置づけられ、ISO 型と言われます。形成されつつある認証材市場でラベルが無いことの不利を避けるためにつくったという性格も備えています。

システム基準とパフォーマンス基準の違いをわかりやすくするため、ここで3つの具体例を対にして示しました。システム基準とは一般的に言うならば、例えばマニュアルとかガイドラインに従うことで一定の取り扱いを定めたもの。実践した結果ではなくて、その結果を確実に導くための仕組み、つまりシステムがあるかどうかの問題になります。林業の例で言うと、優れた育林施業体系があるかどうか、これがシステム基準です。

一方の現場重視のパフォーマンス基準というのは、優れた育林施業体系があつて、かつそれが実践され、結果として高品質な木材が実際に生産されているかどうかという、パフォーマンスがシステムによって支えられているという考え方です。別の例では、適切な間伐計画がつけられ、かつ現場の審査で木の枝葉がよく発達して森林の生長量が大きい、適当

に密度管理をする結果、林床に下層植生が繁茂し表土の流亡がないなどを、確かめることで間伐が適切かどうか審査されます。同様に、地図上と現地の両方で境界が明確に表示されて、その結果、例えば隣接する土地所有者との間に紛争がないということを現場で周辺住民やら利害関係者の話を聞き、確認する。これがパフォーマンス基準の考え方です。

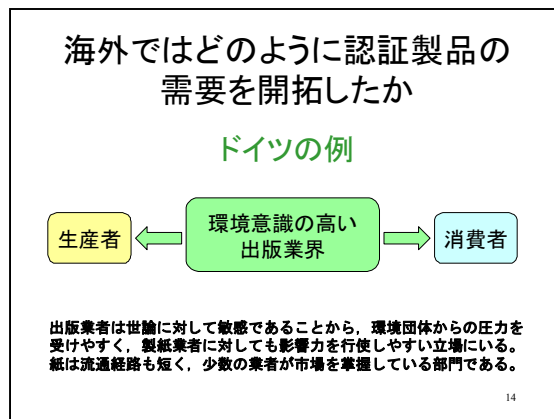
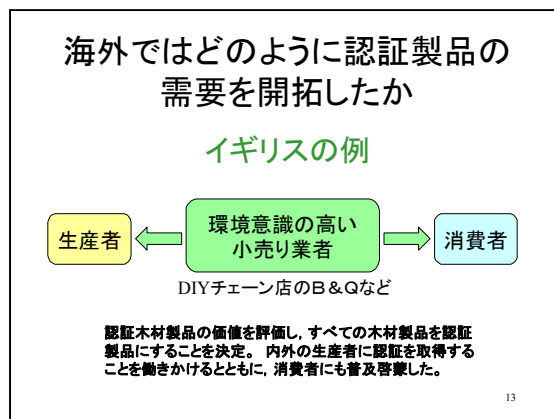
様々なシステムを許容しているという意味で、普遍的ということができます。各システムが実践され適切に現場に反映されるならば、現場の森林管理は適切になっていくはずだという考え方から、できるだけ現場へ行って実際の結果やパフォーマンスを見ようというのがFSCの全体を通じての考え方でもあります。

今までの説明で大体輪郭がつかめたと思いますが、FSCの森林認証制度の目指す精神とはどんなものかをまとめてみます。Stewardshipとは日本語にしにくい言葉ですが、「責任」という語が最も近いようです。アメリカの林業の本にもStewardship forestryという言葉がよく出てきます。その意味するところは、森林、林業には社会性、公益性がある。そうした責任を全うしながら森林経営、木材生産をやっているというところが、この言葉に込められています。

認証制度の拡大を牽引した事業者

90年代前半にFSCができてから、それまで不在だった認証市場というものが今日、かなり形成されてきたと言えるでしょう。では、認証市場がない時期、どのようにして市場形成が進んでいったかですが、イギリスの例では、B&Qというホームセンター、DIYのチェーン店が認証制度に着目し、小売店がここで扱う紙製品、木製品をすべてFSCに切り換えるという、非常に戦略的な方針を出しました。97年か98年のことです。そのころ、生産者が認証製品を十分に供給できる状態ではありませんでしたので、B&Qは生産者側に、認証製品の供給量を増やすよう働きかけました。また、消費者もそういう仕組みを知りませんので、消費者に対しても「こういうものがありますから、ぜひ消費してください、選んで買ってください」と働きかけました。つまり市場がない状態で生産側、消費側の両者に働きかけをした結果、少しずつ認証材市場がふくらんでいったという経緯があります。

こちらは同じ98~99年頃、ドイツで環境意識

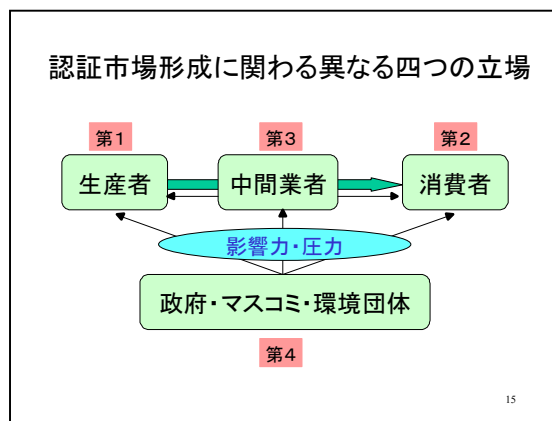


の高い出版社がFSCの認証紙を先導しました。やはり生産者側に認証紙をもっと供給するよう働きかけると同時に、消費者側にはこの本が認証紙でできていることをアピールしました。出版業界と出版社はマスコミの一翼を担い、世論に敏感である特殊な業界です。環境団体等からの圧力を受けやすいものの、自身はそういう原材料を作っているわけではありませんから、製紙業者に対しても、FSCの認証紙を作れということ、口で言うだけで自分自身はそれを選ぶということしかできないわけです。ですから両方に影響を及ぼしやすい立場にあったということが言えると思います。

また紙は、ごく少数のメーカーが全体を掌握している、非常に特殊な市場であると言われています。こうした、生産者と消費者の間を結ぶ第3の立場から認証紙を推進していったわけです。

認証市場形成のキープレーヤーとは

このほかに第4の立場として、政府、マスコミ、環境団体といったものが、第1、第2、第3の立場に圧力や影響力を様々な形で及ぼします。イギリスやドイツの例に見られるように、認証製品が生産されていず、消費者のニーズもなかったという中であって、認証市場が開けていった一つの共通点は、中間業者が両側に働きかけたということです。特に中間業者の役割として注目したいのは、



Industrial consumer つまり、産業消費者です。

消費者ではあるが、中間業者の中でも消費者にかなり近いところにいる、そしてどんな材料を使うかを選ぶことができる。そうした特徴を持った中間業者が、この認証市場を開いていったということです。

例えば紙に関していえば印刷屋、木材に関していえば小売店。家に関してはハウスメーカーです。つまり家を建てる時にいろんな木材を使う選択肢がある中で、どの木材を使うかということを選べるのはハウスメーカーです。つまりこういう中間業者の中の消費者に近い、どの材料を使うかを選べる人が、キーとなるという、一般的な傾向が見えてきました。

認証市場は既にかかなり広がってはいますが、お話しした四つの立場、それぞれの役割がだんだん見えてきたわけです。第2の立場、消費者はどうでしょう。消費者の潜在的ニーズがあっても供給されなければ消費されません。消費者の影響力というのは相対的に小さいと私は考えています。その中であって、第3の立場である中間業者、なかでも産業消費者と呼ばれる企業群が認証市場を牽引しうることが、一般的な法則として言えると思いま

す。こういった企業群としては環境意識の高い企業のCSRとして、あるいは環境リスクを回避する手段として、ISO14001のネットワークを通じて、いろいろな動機づけがあると思います。そうした中であって、第1の立場の人はニーズがないからつくらないということではなく、供給がないところにニーズは生まれませんので、林業者、生産者は認証を取得して、安定的に供給しなければならないと言えます。

今まで認証市場のFSCについてお話をしてきましたが、認証制度がいろいろ様変わりしているということを私自身、この10年ほど感じています。つまり、初めて認証制度がつけられたのは、いわゆる熱帯材の不買運動に対応するための手段としてラベルをつけて持続的であることを示した。それが90年代後半から市場メカニズムの一部として働くようになりました。より厳格な環境レベルがより付加価値が高いと考えられたということです。この間に、そのFSCとPEFCの間で、例えば相互承認を巡って摩擦が生じる時期があります。その結果、各制度の性質がよくわかりましたが、より厳格なものがより価値があるというふうに考えられた時代が、いま一時収まっているふうに感じます。現在はどのような時期かといいますと、認証製品を使うことはルールとまでは言えないけれども成熟した社会の一つのマナーである、というように変わってきていると思います。例えば日本や世界中の国が、違法伐採木材の排除をするための、具体的な合法性を証明する手段はまだそれほど確立していません。今のところ認証制度は合法性を証明するには、ある意味充分過ぎるものの、唯一の仕組みです。合法性証明のために使われているという部分があります。

ところが、多くの消費者や企業がすべて、トップレベルの環境、付加価値を求めているわけではないということが、最近わかってきました。近い将来、少なくとも合法性はマナーからルールになるでしょう。そして多くの木材が、緩いものから厳格なものまで、何らかの認証をとって供給されていくでしょう。そのように、多くの木材が認証材となったときに、FSCが一段信頼性の高いものとして認証材の中で差別化が進んでいくと思います。このように、現在はこの第2段階、社会のマナーとして認証制度を推奨していくという段階にあると考えています。

FSCと、他の認証制度の相違点

もう一つ認証制度について説明を加えるならば、日本ではFSCと並んでSGECという認証制度が日本独自のものとして稼働しております。ISOの環境ラベル区分に基づき、タイプⅠ～タイプⅢまでありまして、タイプⅠが第三者による認証を受けた環境ラベル、タイプⅡが自己宣言による環境主張、タイプⅢが数字によって示された基準となっています。FSCは明らかにタイプⅠの要件を満たしています。ところがSGECは審査とか認証機関など、FSCと色々と似てはいますが、性質は非常に微妙です。例えばSGECそのものが、国内林業の振興を目的に掲げた団体によって構成されています。それ以外のものについてのチェック機構が働いていないというような仕組みになっており、全体が業界で取り組んで

いるようにも見えます。それから ISO の基本である審査とコンサルティングが分かれていないとか、非常に微妙な点があり、SGEC は限りなくタイプⅡの、自己宣言に近い認証制度であると考えます。それでも合法性の証明といった目的には有効と考えられ、今後 FSC とは違う形で普及していくことが予想されます。

私のプレゼンの結論として、FSC が推進する適切な森林管理で、森林の管理水準は向上していきます。それは先ほどのパフォーマンスを重視するといったことに表れている。そして FSC はこれまでの経緯のとおり、非常に信頼できる森林認証制度として生産者と消費者を結んでいきます。その間に入る第3の立場、産業消費者と呼ばれる半製品を選ぶ立場の企業が非常に重要な役割を果たしています。以上を結びとして、私の話を終わります。ご清聴ありがとうございました。